

建設工事の入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表要領（新旧対照表）

改 正 前	改 正 後
～前略～ 1 対象工事 入札及び契約の過程並びに契約の内容等に関する事項を公表する工事は、当該年度に発注する工事とする。ただし、予定価格が<u>250</u>万円を超えない工事で随意契約によることとしたもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する工事で県の行為を秘密にする必要があるものは、この限りでない。 ～中略～ 附 則 この要領は、平成13年5月11日から施行し、平成13年4月1日以降に入札を行う工事から適用する。 ～後略～	～前略～ 1 対象工事 入札及び契約の過程並びに契約の内容等に関する事項を公表する工事は、当該年度に発注する工事とする。ただし、予定価格が<u>400</u>万円を超えない工事で随意契約によることとしたもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する工事で県の行為を秘密にする必要があるものは、この限りでない。 ～中略～ 附 則 この要領は、平成13年5月11日から施行し、平成13年4月1日以降に入札を行う工事から適用する。 ～中略～ <u>附 則</u> <u>この要領は、令和7年10月1日から施行する。</u>